

※7月に予定している「更新申請」は、この新要領を使ってください。

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

静岡県木材協同組合連合会  
平成24年10月24日 作成  
平成24年11月1日 公表

### 第一 目的

本実施要領は、静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）が平成24年10月24日に作成し、11月1日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

### 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明および国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な「原料区分、輸送方法、輸送距離、加工区分等【別表1】」（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、「県木連の組合員を対象」とし、非組合員の認定については必要があれば別に定める。

### 第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【様式1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を、【別表2】で定める「認定手数料」、「管理事務費」とともに、単位木協を経由して県木連に提出しなければならない。

### 第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。なお、審査委員会の職務、委員構成ならびに委嘱等の詳細は、別に定める。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施するとともに、必要がある場合は現地審査を実施し、認定の可否を決定する。  
ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 3 県木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

### 第五 認定内容の変更

- 1 【様式1】の【別紙2】の「配置状況」・「フロー図」、【別紙3】の「管理方針」の変更にあたっては、第三の事業者認定申請を再度提出し、第四の審査により変更の可否を決定するものとする。なお、認定手数料については、【別表2】に準ずる。
- 2 事業者の所在地、名称、代表者等の軽微な変更については、【様式6】で定める「木質バイオマス証明事業者 認定事項変更届」を、単位木協を経由して県木連に提出しなければならない。

### 第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

#### （分別管理）

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスを分別して保管する

ことが可能な場所を有していること。この区分の中で、さらにGHG関連情報の各因子により

分別管理を行うことが必要な場合は、その場所を有していること。

- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、①の分別管理が必要な木質バイオマスが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

#### （帳票管理）

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスおよびGHG関連情報のある木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

#### （責任者の選任）

- ⑤ 「分別管理・GHG関連情報管理等責任者」が1名以上選任されていること。

#### （事業者研修会）

- ⑥ 認定期間内に事業者研修会を1回以上受講すること。

### 第七 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【様式2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、県木連認定番号、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。  
ただし、有効期間満了前の新規認定事業者にあっては、認定日に関わらず直近の定期更新期に満了するものとする。  
なお、第1回目の有効期間は、平成25年12月31日までとする。

### 第八 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に県木連認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載するとともに、GHG関連情報を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。  
ただし、GHG基準の適用となる発電事業者に木質バイオマスを供給することが明らかに無いと判断される場合は、GHG関連情報の記載を省略することができる。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【様式3】とする。

### 第九 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【様式4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

### 第十 立入検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

県木連は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、書面により期間を定めて是正を指導する。なお、前年度中にGHG関連情報が記載された証明書を発行した事業者に対しては、認定日の翌年度以降、更新の認定を行う年度を除き、書類検査を実施することとする。

### 第十一 認定事業者の取消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
  - ③ 第十に定められた是正指導に従わないとき。
  - ④ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 県木連は、認定を取り消したときは、【様式5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するとともに取消の内容を公表するものとする。

## 第十二 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、県木連の指定する日までに、【様式1】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書」を県木連に提出しなければならない。

## 第十三 認定書の再交付

認定書の再交付を受けようとする事業者は、【様式7】で定める「木質バイオマス証明事業者認定書 再交付申請書」を、単位木協を経由して県木連に提出しなければならない。

附 則 本実施要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 令和2年1月1日一部改正する。

附 則 令和5年3月10日一部改正する。

附 則 令和7年4月1日一部改正し、令和8年1月1日から施行する。ただし、第三、四、六、十二については、別に定める県木連の指定する日より施行する。

## 【別表 1】 GHG 関連情報

### 1. 伐採段階

区分	GHG 関連情報	記 載 内 容
伐採段階の情報	(1) 原料区分	林地残材等、その他伐採木
	(2) 原料輸送区分	① 輸送方法 1 トン車以上、2 トン車以上、4 トン車以上、10 トン車以上、20 トン車以上、内航船（空荷の復路を含む）、内航船（往路のみ）  ② 輸送距離 実走距離を Km 単位で記載（小数点以下を切り上げ）

### 2. 流通・加工段階

区分	GHG 関連情報	記 載 内 容
伐採段階の情報	(1) 原料区分	林地残材等、その他伐採木、製材等残材
	(2) 原料輸送区分	① 輸送方法 1 トン車以上、2 トン車以上、4 トン車以上、10 トン車以上、20 トン車以上、内航船（空荷の復路を含む）、内航船（往路のみ）  ② 輸送距離 実走距離を Km 単位で記載（小数点以下を切り上げ）  ③ 構成比（%） 納入するチップやペレット等が、複数の原料区分、原料輸送区分のものから製造されている場合の比率
流通・加工段階の情報	(3) 加工区分	チップ加工 ペレット加工（乾燥に化石燃料利用） ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）
	(4) 製品輸送区分	① 輸送方法 1 トン車以上、2 トン車以上、4 トン車以上、10 トン車以上、20 トン車以上  ② 輸送距離 実走距離を Km 単位で記載（小数点以下を切り上げ）

**【別表 2】 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者認定の経費**

認定手数料	書類審査のみ	1 万円
	現地審査が必要な場合	1 万円
再交付手数料	1 件	1 千円
管理事務費	年 額	1 万 2 千円

注) 認定申請 1 件につき、上記の各費用が必要となります。

なお、管理事務費は、認定日から同年 12 月末までを 1 年分として取り扱います。

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

## 【申請者】

事業者の所在地：(〒 - )

事業者の名称：

代表者の職・氏名：



TEL：

FAX：

Eメールアドレス：

県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

## 記

1. 創業年、従業員数	創業年： 年 従業員： 人
2. 木製品の主要品目、 取り扱う木材、 年間取扱数量 (m <sup>3</sup> 、t 等)	主要品目： 樹種と品目： 年間取扱量： 【別紙1】の「取扱予定量」のとおり。(注①)
3. 事業所の敷地、 建物及び、施設の配置状況	【別紙2】の「配置状況」、「フロー図」のとおり。(注②)
4. 分別管理、 GHG 関連情報管理等 及び 書類管理の方針	●基本方針：  分別管理、GHG 関連情報管理責任者の氏名：( )  ●管理方針：【別紙3】の「管理方針書」のとおり。(注③)
5. 取得資格等 (該当に丸印を付す)	① ISO (9000、14000) ② 木材業者登録制度 ③ 県産材証明制度 ④ 合法木材供給事業者認定 ⑤ 間伐材チップ事業者認定 ⑥ AQ (木質建材認証) ⑦ 輸出梱包熱処理 ⑧ JAS 認証 (製材、2×4、合板、集成材、保存) ⑨ しずおか優良木材供給センター認定 ⑩ その他 ( )
6. 所属する単位木協名	
7. 認定後の処理 (関連ウェブサイトへの掲載)	●Eメールアドレスの掲載について (該当に丸印を付す) ①掲載を希望する ②掲載を希望しない ③E-メールアドレスがない  ●主たる認定業種 (1 つだけ選択し、丸印を付す) ① 素材生産 ② 原木流通 ③ 製材 ④ 木材加工 (チップ、集成材、合板、その他木質ボード) ⑤ 木材流通 (製材、木材加工品の流通) ⑥ 木材製品 (文具、家具、パレット等) ⑦ 紙・紙製品 ⑧ その他 ⑨ 木材全般 (①～⑤の業種)

- (注) ①【別紙1】の間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスであることが証明された木材の「取扱予定量」を添付してください。  
②【別紙2】の「配置状況」はA4判とし、記載例を参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。  
③【別紙3】の「管理方針書」はA4判とし、記載例を参考に「申請者独自」の方針を簡潔に記載してください。

【別紙1】

間伐材等由来の木質バイオマス 又は 一般バイオマスであることが  
証明された木材の年間「取扱予定量」

年 月 日

(事業者: )

(住所: )

(分別管理・GHG 関連情報管理責任者: )

区 分	製 品 名	数 量 (単位：m <sup>3</sup> 、整数止め)
1. 木質バイオマス以外も 含めた、すべての木材 の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	原木（原料）出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
2. 上記1. のうち、 <u>間伐材等由来の</u> <u>バイオマス</u> である と証明されたもの	原木（原料）入荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	原木（原料）出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
3. 上記1. のうち、 <u>一般木質バイオマス</u> で あると証明されたもの	原木（原料）入荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	原木（原料）出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量 (うち、GHG 関連情報を伴うもの)	m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>

注) ① 1年間の「取扱予定量」を記載してください。

② なお、上記には「リサイクル木材」を含めません。

## 【別紙2】

### 「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

（事業者 : ）

（住所 : ）

※「記載例②-1」参照

注) ①この配置図では、「現場における分別管理の実態」、すなわち工場、置場、倉庫等における「発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）」の仕分けを説明してください。

また、複数の由来の原材料を敷地内で分別管理する場合は、それぞれの原材料ごとの入荷時の置場・加工場所・出荷時の置場が分かるフロー図（参考：「【別紙2】のフロー図」）を添付してください。

②縮尺は任意で結構です。また、「方位」を入れてください。

## 【別紙 2】の別表

# 「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請 事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置状況 「説明書」

（事業者： ）

（住所： ）

（分別管理・GHG 関連情報管理責任者： ）

配置図 番号	管理品 (原木置場、製品置場、製品倉庫の別)	管理品 (原木・製品の別、品目、産地、仕入れ先等)
	※「記載例②-2」参照	

### 注)

#### ①簡潔明瞭：

申請書類による「書面審査」のため、申請者の「現場管理の詳細」（どんな製品が、どこに管理されているのか）を「認定審査委員」によくわかるよう簡潔に整理してください。

#### ②分別管理:

発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）、樹種（スギ、ヒノキ、ハイマツ等）、形状（径級、長さ等）、産地（天竜産、大井川産、カナダ産、インドネシア産等）など、現場管理の実態をできるだけ「具体的」に記入してください。

#### ③ 別表処理：

特に、管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたる場合は、配置状況にすべてを書き込みしないで、「原木置場（土場）」、「製品置場（仮置き場）」、「製品倉庫（上屋あり・常時保管場所）」等に区分し、各々が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

## 【別紙 2】のフロー図

### 「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請 フロー図（原料入荷から出荷までの工程等）

（事業者： ）

（住 所： ）

（分別管理・GHG 関連情報管理責任者： ）

木材の用途	入荷時の置場	加工場所	出荷時の置場	出荷先
	※「記載例②-3」参照			

注) 番号や記号（例：①、Ⓐ等）は、【別紙 2】「配置状況」および、【別紙 2】の別表「配置状況 説明書」と一致させること。

【別紙3】 分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名：

住 所：

年 月 日 作成

(適用範囲)

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

(分別管理の実施)

(GHG 関連情報の管理等の実施)

(書類管理)

以上

【様式2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者認定書

年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会長

年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、静岡県木材協同組合連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

また、今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1. 団体認定番号 : 静岡県木連 G 第 号
2. 事業者の所在地 :
3. 事業者の名称 :
4. 代表者の氏名 :
5. 認定の有効期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【様式3】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの  
証明書の様式

番 号  
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等（または一般木質バイオマス）由来の  
木質バイオマス証明書

様  
（販 売 先）

認 定 事 業 者 名：静岡県木連G第 号  
認 定 番 号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（または一般木質バイオマス）で  
あり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹 種 :
2. 数 量 :
3. GHG関連情報 :

- 注) ・GHG 関連情報は、「実施要領【別表 1】」の必要項目を記載すること。  
また、GHG 基準の適用となる発電事業者の木質バイオマスを供給することが明らかに無いと判断  
される場合は、GHG 関連情報の記載を省略することができるため、「記載省略」と記載すること。  
・なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマス  
であること、一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

**【様式4】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスである  
ことが証明された木材の取扱実績報告の様式**

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：静岡県木連 G 第 号

**間伐材等由来の木質バイオマス  
又は一般木質バイオマスであることが証明された  
木材の取扱実績報告**

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	年 4月1日 ~ 年 3月31日	
2. 木質バイオマス以外も含めた すべての木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	m3
	チップ・原木等出荷量	m3
3. 「上記 2.」のうち、 「間伐材等由来のバイオマス」 であると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m3
	チップ・原木等出荷量	m3
「上記 3.」うち、 GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量	m3
	チップ・原木等出荷量	m3
4. 「上記 2.」のうち、 「一般木質バイオマス」 であると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m3
	チップ・原木等出荷量	m3
「上記 4.」うち、 GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量	m3
	チップ・原木等出荷量	m3

【様式5】 認定取消通知書の様式

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者の認定取消通知書

年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、  
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、  
年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号 : 静岡県木連 G 第 号
2. 事業者の名称 :
3. 代表者の氏名 :
4. 事業者の所在地 :
5. 取消の理由 :

【様式6】

木質バイオマス証明事業者「認定事項変更届」

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

認定番号 : 静岡県木連 G 第 号

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 : 印

木質バイオマス証明事業者認定事項に次のとおり変更があったので、下記のとおり届出いたします。

変更事項	変更内容
事業者の所在地 郵便番号 TEL. FAX.	(新) 〒 -
	(旧) 〒 -
事業者の名称	(新)
	(旧)
代表者の氏名	(新)
	(旧)
分別管理・ GHG 関連情報管理等責任者 の氏名	(新)
	(旧)
その他の事項	(新)
	(旧)

【様式7】

## 木質バイオマス証明事業者認定書「再交付申請書」

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

認 定 番 号：静岡県木連 G 第 号

所 在 地：

社 名：

代表者職・氏名： ㊟

木質バイオマス証明事業者認定書を紛失（き損）したので、再交付を申請します。

※ 再交付手数料 1,000 円